

2. 史跡の概要

2-1 伊奈氏屋敷跡の概要と指定後の状況

伊奈氏屋敷跡の概要

徳川家康の家臣で、関東郡代伊奈氏の祖である伊奈熊蔵忠次が、天正 19 年（1591）小室（字丸の内）の地に築いた陣屋跡である。

伊奈氏は信州伊那（長野県）の出身で、忠次の祖父忠基の代に松平（徳川）氏に仕え、三河國小島城（愛知県西尾市）の城主となった。忠次は天文 19 年（1550）に小島で生まれた。三河一向一揆に与して徳川家を追われ、その後徳川家康の嫡男松平信康の配下に復帰するものの、信康自害の際徳川家を一時離れ、忠次は父とともに堺の伯父の元に身を寄せる。天正 10 年（1582）本能寺の変における堺脱出の同行を機に家康に仕え、近習となって農政・民政に力を発揮し、5ヵ国総検地を通して代官として頭角を現した。

天正 18 年（1590）家康の関東入国に従い、小室・鴻巣領 1 万 3 千石（1 万石ともいわれる）を拝領した忠次は、沼を控え要害の地にある小室の關伽井坊屋敷を接收し、陣屋とした。忠次は、ここを拠点に、治水・利水工事と新田開発、検地の実施、中山道その他街道宿駅の整備などに力を発揮するなど、徳川家の関東支配、江戸幕府創立の基盤づくりに大きく貢献した。

忠次の死後、3 代忠勝が幼くして亡くなり領地は没収されたが、忠勝の弟忠隆が旗本として取立てられ、陣屋はそのままに小室郷 8 か村が与えられた。その後、陣屋機能は次第に江戸屋敷に移り、わずかな家臣の屋敷と御林のみ残ったが、明治維新とともに陣屋跡は払下げられ、民有地となった。

昭和 9 年 3 月 31 日に、陣屋跡は重要な文化財「伊奈氏屋敷跡」として県の史跡に指定された。屋敷跡（陣屋跡）には、当時を偲ばせる土塁や堀、道路などが現存しているとともに、「表門」「裏門」「蔵屋敷」「陣屋」などの名称も伝承として残っている。

指定後の概要

伊奈氏屋敷跡は昭和 9 年に埼玉県指定史跡に指定された。『新編武蔵風土記稿』にも記述があることからわかるとおり、古くから地域の人々によって認められていた存在だったことがわかる。また、江戸幕府の関東経営の状況を物語る歴史的遺産のひとつとして近世史上極めて重要であり、埼玉県の近世を理解する上でも不可欠な史跡として、極めて良好な状況で保存されている。

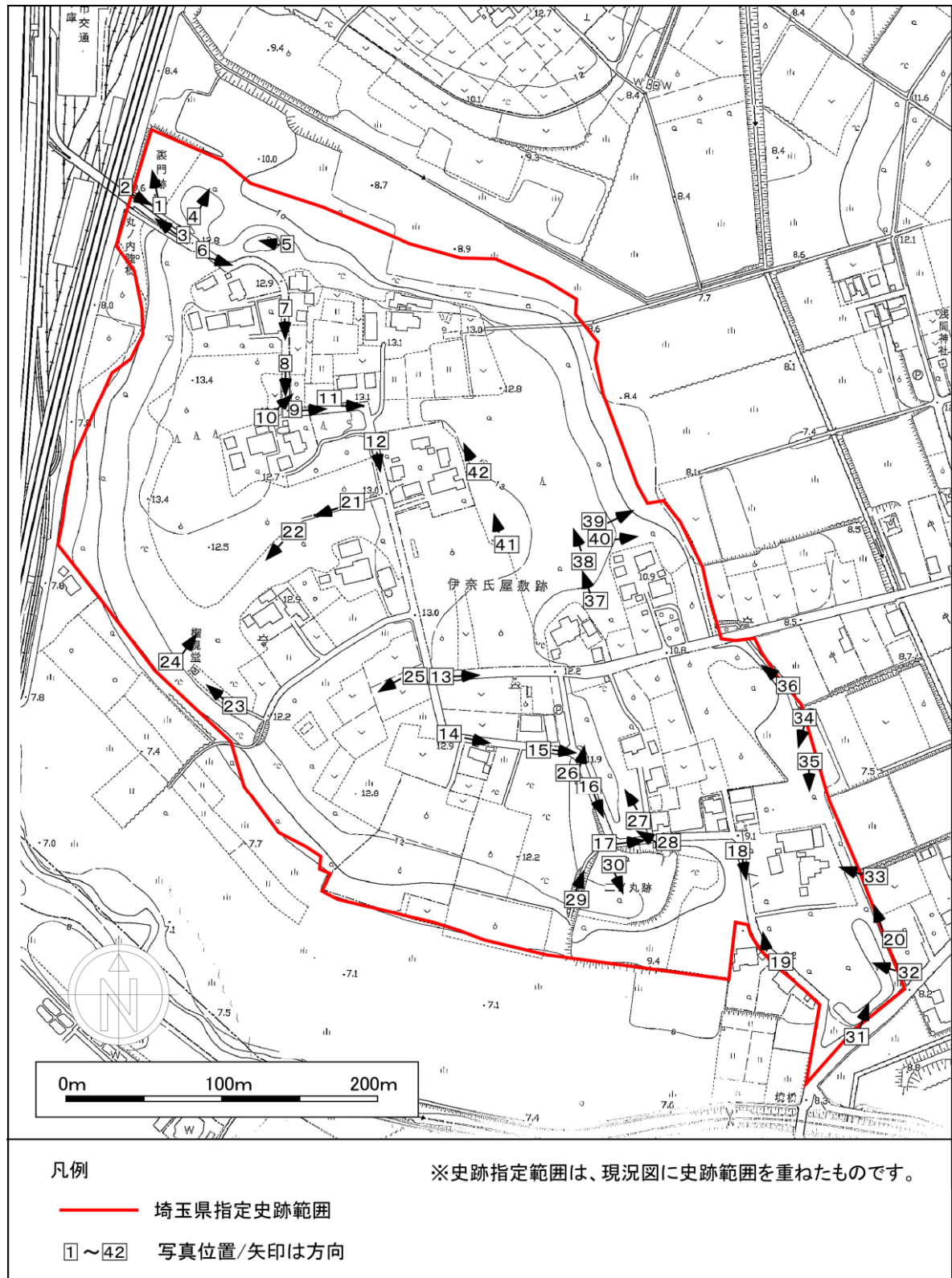
昭和 61 年には、町が『史跡「伊奈氏屋敷跡」保存管理計画』を策定した。その後、平成 13 年 11 月から 16 年 6 月にかけて地区座談会 5 回、視察 1 回を開催する中で、平成 15 年 2 月「丸の

平成 28 年 6 月 5 日には、大島町長が地元住民と話し合いをおこない、歴史的資源の活用について検討した。これを受けて、平成 29 年 2 月 7 日、伊奈氏屋敷跡の適切な保存と効果的な活用について議論し、将来へ受け継ぐために「伊奈氏屋敷跡保存活用計画策定委員会」を設立した。

2-2 史跡の現況

伊奈氏屋敷跡の概況を写真で示す。

■史跡内の概況写真位置図（調査日：平成 29 年 1 月 24 日）





1 障子堀

昭和 59 年、昭和 60 年の発掘調査で障子堀が確認された。現在は盛土による保護が行われている。



2 丸山オーバブリッジ

高架下をくぐり、西へ向かう道路であるが、これにより景観が大きく改変されている。



3 丸山オーバブリッジの車両制限

桁下制限の門柱等や3路線の動線により、景観が分断されている。



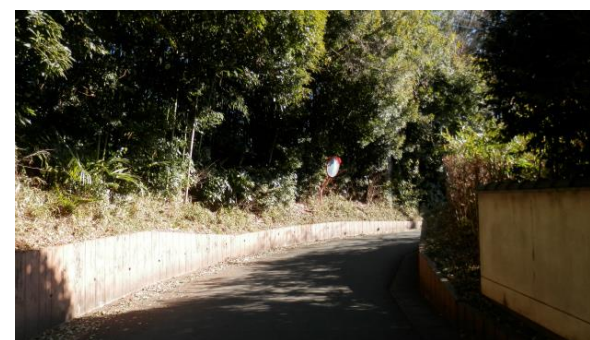
4 空堀

障子堀や裏門跡とどのような関係を持つかは判然としない。堀の内側に櫓台状の高所がある。



5 櫓台状の地形

櫓台状地形の最高所には、マウンドがあり一段高くなっている。付近の標高は約 15m である。



6 クランクする道路

屋敷跡の中央を通る町道は、絵図等との比較から、往時の屋敷内道路を踏襲していると推察される。



7 道路

往時の屋敷内通路を踏襲する道路。



8 道路のクランク部

ほぼ直角に折れている箇所は、小室陣屋内部の図と近似している。



9 道路

往時の屋敷内道路を踏襲する道路。



10 北西部の状況

宅地は少なく、大半は畑地である。樹木のある付近が縁辺部であるが、ここに至る道路はない。



11 道路のクランク部

ほぼ直角に折れている箇所は、小室陣屋内部の図と近似している。



12 道路

最も長い直線的な道路で、往時の屋敷内道路を踏襲していると推察される。



13 道路

この道路は、小室陣屋内部の図には記載のない道路である。



14 道路のクランク部

最も長い直線的な道路の南端で、ここで道路は東に折れている。



15 道路のクランク部

道路が、土塁に突き当たり、ここで南に折れている。



16 道路

土塁側に段差があり、道路は旧地形を改変して敷設されているように見える。



17 二の丸跡の前を通る道路

道路は二の丸跡に平行して走り、土塁に突き当たり、ここで南に折れている。



18 道路

小室陣屋内部の図では、表門跡に向かってこの道路がつながっている。



19 表門跡につながる道路

写真のフェンス内側に、表門跡につながる道路がある。この道路は私道である。



20 道路

屋敷跡の南東側堀跡沿いに、道路が敷設されている。



21 頭殿権現社につながる道路（堀）

やや窪んだ堀状に見える地形。ここは平成 28 年度にウッドチップで舗装された。



22 頭殿社付近につながる道路（堀）

堀状の地形は、西に向かって徐々に底が下がり、上幅は大きくないが、明瞭な空堀となる。



23 頭殿権現社

社のある地は、北と東に空堀、西側を切岸で構築された区画で、南側は不明瞭であるが、ほぼ独立した地形がうかがえる。



24 社の北側の空堀

上幅の小さい空堀。



25 屋敷跡内、地名「陣屋」付近

一帯は畑地等や宅地で、区画を示すような遺構は確認されていない。



26 土塁

南北方向の敷幅の大きな土塁で、外側に堀を伴っている。



27 土塁（写真26）に伴う堀

空堀と想定されるが、埋められている。



28 南側に接続する堀との接続点

空堀はここで西に折れていると思われる、ここには虎口等を想定することができる。



29 二の丸跡西側の空堀

上幅の大きな空堀。



30 二の丸跡

起伏のある平場である。29の空堀は二の丸跡の西側、南側は切岸と思われる。東側は区画施設が判然としない。



31 南端部の水堀

端部是水堀で、水深等の規模は確定できないが、聞き取りによるとさらに水堀は北側まで続いていたようである。



32 南端部東側の水堀

水堀は表門跡付近までつながっている。



33 屋敷跡東側の堀

32と同様に屋敷跡東側には堀がめぐっている地形が確認できる。



34 削平された屋敷跡

縁辺部の地形は失われているが、33から続く堀は埋蔵されていると思われる。



35 削平された地形端部に見える土塁

34の削平地の側には、土塁と想定される地形の高まりが見える。



36 土塁と堀

土塁は高さを減じているが、形状は判然としている。堀は埋められている。



37 空堀（蔵屋敷跡）

南北方向の規模の小さな空堀。



38 空堀の結節点

37の空堀が規模の大きな空堀とつながる地点で、T字状に結ばれる。



39 結節点から東側の空堀

空堀の北側は平坦地で、いくつかの段差が見える。



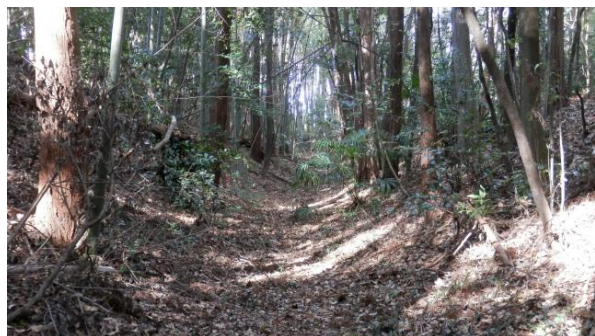
40 空堀外側の地形

39の空堀の南側は平坦地で、宅地や林地となっている。



41 土塁を伴う南北方向の空堀

西側に土塁を伴う大きな空堀で、北上するに従い、比高が減少していく。この堀は平成29年度にウッドチップで舗装された。



42 土塁を伴う南北方向の空堀

北部で、比高が減少している。

※史跡指定範囲は、現況図に史跡範囲を重ねたものです。

—— 埼玉県指定史跡範囲

2-3 その他関連する町域の主な寺社等

氷川神社

旗本伊奈氏が与えられた小室郷8ヶ村の総鎮守で、寛永16年（1639）伊奈忠隆が「氷川社廻之掃除老人扶持」を寄進している。明暦2年（1656）の検地では、伊奈時永（忠隆の嫡子宗英^カ）から別当吉祥院に「氷河大明神免」が、元文2年（1737）には伊奈忠豊から吉祥院に壺町歩の土地が与えられている。



本殿

法光寺

法光寺は、明暦2年（1656）の検地で、伊奈時永から浅間免地を与えられている。山門を入って右手に並ぶ六地藏尊は、寛文12年（1672）11月の建立であり、このうち左端にあるものは伊那（伊奈）忠之（宗英の弟）が父忠隆（あるいは父母^カ）追善のために建てたもの。

この山門は、伊奈氏屋敷から移築した門を用いていたが、現在はほぼ同じ高さで改変された。



山門



六地藏尊

伊奈熊蔵忠勝の墓（願成寺）

伊奈忠政の遺跡を継いだ忠勝は、元和5年（1619）8月16日に9歳で夭折し、願成寺に葬られた。法名は廓然院殿見桐生蓮信男。願成寺は、初め大山にあったが、文禄3年（1594）伊奈忠次が現在の地に移し、浄土宗鴻巣勝願寺の末寺となった。墓域には、宗英の弟忠之をはじめ一族の墓塔がいくつかみられる。



伊奈熊蔵忠勝の墓

無量寺

当寺は古義真言宗仁和寺の末で、前身は関伽井坊という。戦国時代には現在の伊奈氏屋敷跡地内にあり、伊奈忠次が屋敷（陣屋）を築くにあたり寺所を譲った。無量寺関伽井坊は明星院に移った。

後に無量寺を故地である小室宿村に再興したが、住職は明星院が兼務した。

チェックシート案は、次のとおりとする。



本堂